

Title	自由党高田事件に関する新史料
Sub Title	New materials on the trial of Liberal Party for the attempted insurrection at Takada (1883)
Author	手塚, 豊(Tezuka, Yutaka)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1975
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.48, No.5 (1975. 5) ,p.74- 93
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19750515-0074

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

自由党高田事件に関する新史料

手塚 豊

昭和四十八年、私は本誌第四十六巻四、六号に「自由党高田事件裁判小考⁽¹⁾」を発表し、同事件の内容を、その検挙に至った事情と裁判の進行状況に焦点をあわせて考察した。当時、同事件関係の信頼できる史料としての公文書の類は、国会図書館憲政史料室蔵「大木喬任文書」「三島通庸文書」などに散在する若干のものしか判明せず、きわめて貧弱な分量にすぎなかつた。前掲拙稿は、それら断片的史料をつづり合せ、且つ新潟新聞の報道あるいは事件を審理した新潟始審裁判所高田支庁書記杉村近知のものと思われる回顧談などを利用し、一応の素描を試みたものである。

ところが、最近、私は、藤田弘道君（大阪学院大学講師）の御示教により、国立公文書館所蔵の「公文別録・明治十六年」の中に、「新潟県下頸城自由党逮捕一件」と題する一括文書が存在することを知つ

た。新潟県令より内務卿への報告、内務省出張官員の本省への報告、関係檢察機関と司法省との往復書類などを中心とする相当量の文書である。また、そうした文書に附せられた紙片によつて、出先きと、本省との往復文書は、ほとんど全て太政大臣、右大臣、左大臣、各参議にも回覧されていたことが判明する。

私がこの文書をはじめて披見したとき、前掲拙稿において、史料の欠缺に苦しみつつ、私が敢て行つたいくつかの推測が、それら公文書の記事により、あるものは確実にうらづけられ、またあるものは否定されることを知り、私は思わず頬に血のほるのを禁じえなかつたのである。

ここに、その文書の大部分（前述の三島文書にふくまれているもの、その他若干のものを省略した）を、高田事件関係新史料として覆刻、紹

介する所以である。

次に、各文書について簡単な解題を附しておく。文書の番号と、その題名は、私が適宜附したもので、原文のものではない。

一 高田自由党員動静探偵書

高田事件勃発前約一ヵ月、新潟県令永山盛輝から、内務卿山田頭義宛に報告された探偵書である。その内容は、明治十六年二月中旬頃、高田の党員赤井景韶、井上平三郎、風間安太郎の三名が刀を携えて決死上京、三条、岩倉の二大臣、山田、井上両参議の暗殺を計画しているというのである。赤井ら三名が、後ちに内乱罪で高等法院の裁判に附された容疑事実には、ほ同じである(裁判の結果では、赤井のみ有罪、井上、風間は証拠不十分で予審免訴)⁽²⁾。赤井の自供によると、新潟において彼等三名が高官暗殺の謀議を行つたのは、十五年十一月四日頃とされているが、そのことは、いち早く十六年二月初旬までに当局側に探知されていたことが判明する。県令の報告であるから、その情報源は警察と思われるが、それにしても驚くべき探知能力である。

私は前掲拙稿において、三月二十日の高田自由党員一斉検査の結果、八木原繁社を中心とする内乱陰謀事件は全く架空の容疑であることが判明したが、関係者の取調で、赤井ら三名の高官暗殺陰謀が計らずも暴露したものと推測した⁽³⁾。しかし、実際は一斉検査以前から、赤井らのことはすでに警察側に知られていたのである。とすれば、一斉検査はなかつたとしても、赤井ら三名の逮捕は、早晚行わ

れたのかも知れない。

二 新潟県令より内務卿への報告

三月二十日、高田を中心に、自由党員の一斉検査が行われたことを、新潟県令永山盛輝が内務卿山田頭義宛に報告した電報である。いわば事件勃発の第一報といえよう。

三 新潟始審裁判所上席検事正木昇之助より司法卿への報告

新潟始審裁判所上席検事正木昇之助より司法卿大木喬任に対する事件発生⁽⁴⁾の第一報である。この報告の内容から、一斉検査は正木検事の指揮によるものではなく、現地高田の検事が独断で行つたことが、明らかに判明する。

四 新潟始審裁判所高田支庁検事足立隆則より司法省第十局

(検務)へ報告

高田の足立検事から、本省に対し、長谷川三郎の逮捕から八木原繁社を中心とする重大な容疑事件が発覚したとし、急ぎ関係者二十三名の逮捕にふみ切つたことを報告した電報である。「安藤大書記官」は第十局副長大書記官安藤則命、「渡辺検事」は大審院検事長兼本省詰検事渡辺驥で、彼が第十局長であつたと思われる⁽⁵⁾。

五 新潟始審裁判所高田支庁検事足立隆則より司法省第十局

への高田の自由党員不穩の状況報告

大木司法卿が、一斉検拳の当初、詳しい事情がわからなかつたので、同年三月四日すなわち一斉検拳の約二十日以前に、現地の足立検事から第十局へ出された請訓と、それに対する第十局の回答を、一斉検拳の直後、取敢えず三条太政大臣へ報告したものである。この請訓によると、現地検察当局は、高田の自由党員に暴発の動きがあるとし、党員中の牒者を、高岡で開催の北陸七州自由党懇談会にわざわざ参加させ、証拠蒐集に当らせることを報じ、それに関する第十局の意向を打診したのである。これに対し、第十局は、事件は重大であるから十分な捜査を尽してから事に当ること、そして検拳開始に先立ちかならず申出ることを指示したのである。ところが実際には、高田の検察当局は、第十局の指示を仰ぐことなく、独断専行、三月二十日の一斉検拳を行ったのである。なお、足立検事のいう「自由党員中」に「信認スル者一名」すなわち検察当局の牒者が、長谷川三郎であることはいうまでもなからう。

六 新潟県令より内務卿へ長谷川三郎逮捕による内乱陰謀発覚状況報告

七 新潟県令より内務卿へ一斉検拳の人名報告

一斉検拳直後の三月二十二日と二十三日に、永山県令から、一斉検拳に関する詳報を、山田内務卿へ報告した文書である。これにより、長谷川三郎が高田警察署に出頭、武田警部を侮辱して逮捕されるに至つた状況⁶⁾、そしてまた内乱陰謀の証拠物件（長谷川が所持していた数通の手紙）と称せられるものが発覚した経緯が、一応判明する。

また、人名簿により、当初の逮捕予定者が二十四名（長谷川をふくむ）であつたことが、確実にわかる。この時点では、長谷川の逮捕事件は、高田の検事補堀小太郎と長谷川とが共謀して仕組んだ芝居であり、その証拠物件とされた手紙もまた偽造品らしいことなどは、永山県令は全く知らなかつたものと思われる。

八 現地派遣柴五等属より内務卿への報告

内務省から特派された警保局員内務五等属柴木一郎は、三月二十五日夜、高田に到着した（史料九・本誌八六頁参照）。彼は、おそらく高田警察署において事情を聴取、翌朝、この第一報を内務卿へ打電したと思われる。この報告によると、一斉検拳は検事の「軽拳」であつたとし、長谷川三郎は検事の密偵で、彼が暴露したという犯罪事実⁷⁾は非常にあいまいで証拠も不確実であり、今後の処置が苦しいものになることを予想している。この柴の見解は、同時に、高田警察署側の見解でもあつたものと思われる。

九 現地派遣柴五等属より警保局長への詳報

柴五等属から警保局長勝間田稔へ、相次いで送られた報告書である。これによると、検事補堀小太郎の牒者である長谷川三郎が高田警察署に出頭、逮捕されて陰謀の発覚した一件は、「堀検事補ノ内命ニ出テシ哉ノ疑ヒアリ」すなわち「仕組事ノ如ク頗ル怪ムヘキ廉」があり、一斉検拳について、高田警察署長警部赤木義彦は、証拠不十分を理由に当初決行をためらつたが遂に検事の職権命令に屈した

のであり、県当局も赤木署長の巡查派遣要請ではじめて事件発生を知つた始末である。したがつて県庁側と検察側との間には、意見の相違があるが、しかし、八木原ら高田の自由党員が「狂暴」の志を有することは確実であり、ただ準備不完全で検挙に着手したのは「軽率」であつたというのが、柴の見解である。

これまでの高田事件の研究において、一斉検挙は、検察、警察が一体となつてデッチあげたものとする見解が一部にあり、とくに警察は、事前に警察署長の異動などを行い、検挙体制を整えたという説すら主張されていたが、私は前掲拙稿で、それに反駁し、警察側は消極的であり、検挙は検事側が一方的に強行したもので、とくに長谷川の逮捕は、彼と堀検事補とがなれ、あい、で仕組んだものと思われ、これを主張した。この柴の報告は、私の推測を確実にうらづけるものであらう。

十 長谷川三郎の「発狂」について石川県令、新潟県令より内務卿への報告

長谷川三郎が、石川県で警察署へ出頭、保護を求めたとき、彼の態度が余りにも奇矯であつたため、狂人と思われる旨の報告が、石川県令岩村高俊から内務省に寄せられたため、山田内務卿は、さらに石川、新潟両県令に問合せ、回答を求めた。この三通の電報がそれであり、両県令の見解は全くくいちがつている。長谷川は、石川県の警察に、自分を無理に逮捕させるため、意識的に奇怪な行動をしたものと思われる。それがため、石川県の警察官の目には、長谷

川が狂人として映じたのであらう。

十一 東京控訴裁判所検事長岡本豊章を現地へ派遣する件

大木司法卿は、三月二十五日、検事長岡本豊章を「管内巡廻」の名義を以て、現地高田へ特派した。この文書は、それについて、大木司法卿から三条太政大臣への報告である。この特派は、司法卿も高田における一斉検挙に疑念をいだいたことを物語っている。岡本は二十七日に現地に到着、本省と打合せつゝ、現地の検事の指導に當つた。⁽⁹⁾

十二 新潟県令および柴五等属より内務卿への報告

永山新潟県令より内務卿へ報告した長谷川捕縛に関する詳報(甲号)と、柴五等属より内務卿へ送致した事件関係の一括文書(乙号)で、これらが、山田内務卿より三条太政大臣へ上申されたのである。まず永山県令の報告は、長谷川逮捕の事情と一斉検挙の模様を、前の報告(史料六・本誌八四頁参照)よりさらに詳しく述べたものである。これにより、これまで不明確であつた本山信次と江村正綱および鈴木貞司の逮捕日が「三月二十一日」であつたことがわかる。⁽¹⁰⁾しかし、堀検事補と長谷川とのなれ、あい、については、永山県令はまだ十分には了解していなかつたらしく、「長谷川三郎ナル者石川県ニ於テ捕縛云々続テ高田警察署へ出頭ノ事ニ至リテハ聊カ事実相違之廉モ可有之哉ニ候得共未タ確ト分兼候」と述べるにとどまつているのは、その点に関する情報が、新潟の県令のもとには、まだとどい

ていなかつたのであろう。

次に、柴五等属からの報告は、各種文書十四点であるが、この内、ここで覆刻したのは、内密探偵書、探偵書、八木原繁祉より小林福宗宛手紙、新潟県警部長井上正貞意見書の四通で、他は省略した。

内密探偵書は、おそらく柴が、高田警察署において事情を調査した記録と思われる。石川県から警察の伝通で新潟県へ送られてきた長谷川三郎を、高田の警察あるいは検察当局が、どのような経緯でその身柄を受領、釈放したかは、これまでかならずしも明らかでなかつたが、この探偵書によつて、事の次第がくわしく判明する。とくに堀検事補が大島安治（この人も検事の謀者であつたといわれている）と共に、長谷川を五智まで出迎え密議したことなど、これまで伝聞としては知られていたが、この柴の報告で確認されるわけである。そして、後日、長谷川が高田警察署へ出頭、逮捕されるように振舞い、所持の手紙で内乱陰謀が暴露するよう仕組んだのは、この密議の結果であるという柴の推測は、正に事件の核心を伝えたものであろう。

探偵書は、長谷川の石川県警察での保護事情を、柴が高田警察署で、石川県警部長井上正貞から聞いて記録したものとと思われる。長谷川が「放生津警察分署」から高田へ送られることになつた事情については、これまで堀検事補の依頼により逮捕されたとする説、あるいは本人が保護を求めて出頭したとする説など、さまざまに考えられていたが、この探偵書により一切が氷解する。

八木原の小林宛の手紙は、彼か不敬罪に問われた唯一の証拠物件であるが、その全文はこれまで明らかになつていなかつたものであ

る。八木原ら数十名を内乱陰謀罪で摘発することに失敗した高田の検察当局は、小林宅の家宅捜索で押収したこの手紙の「明治十八年十月十二日堂々タル我日本帝国亡滅之日ナリ他ニ非ス勅諭ノ一文ナリ」という片言隻辞をとらえ、八木原を不敬罪に追い込んだのである。

警部長井上正貞の意見書は、高田の自由党員に暴発のおそれがあふことは、前々より探知し、謀者を用いて内偵していたこと、そして警部一名を高田署に派遣して内偵の補助員にしていたこと、三月二十日、計らずも検事の指揮で一斉検挙が実行されたこと、その結果は十分な証拠が挙げられなかつたことを述べ、しかし、検挙者を「無罪放免」することは「政府ノ失体」となり「地方民治」に「將來收拾スヘカラサルノ災害」をもたらすから、何とか適當の処置を採るべきであると主張している。これは、永山県令並に大書記官木梨精一郎らと同意見であり、いわば県庁側の統一見解であつた。その点、大木司法卿特派の岡本検事長の早期「釈放」意見と真向から対立したわけである。

十三 大木司法卿より三条太政大臣への報告

大木司法卿が、現地特派の岡本検事長の報告にもとづき、高田の検察当局の検挙は「不都合之計画」であつたとし、関係者の早期釈放見込意見を、三条太政大臣へ上申したものである。私は、前掲拙稿において、岡本検事長が、大部分の検挙者について早期釈放意見であつたことを考察、それにもかかわらず、四月十七日、八木原関

係十二名を（赤井ら三名の天誅党事件は一応別として）、内乱罪容疑で、検察当局が起訴したのは、大木司法卿が司法当局の名譽にかけて強硬方針を打ちだしたためであろうと推測した⁽²⁰⁾、しかし、この太政大臣への上申からみると、大木が強硬策を積極的採つたとは考えられない。私の推測は的はずれてはいたわけである。とすると、釈放は施政上害ありとする県庁側の政治的意見（内務省もこの見解を支援したかも知れない）に押された大木が、裁判の結果は一応度外視して（天誅党以外は予審免訴になっている）、起訴を指示したとみるべきであらう。

以上に述べたごとく、「新潟県下頸城自由党逮捕一件」と題する文書は、高田事件において、これまで不確実であつた幾多の事実が解明される筈に貴重な史料である。しかし、これを以てしても、高田事件のすべてが明るみにでたとは、まだ云えない。例えば、関係者一同の検事の取調、あるいは予審における陳述、とくに井上平三郎、風間安太郎の高田および高等法院予審における陳述など、ほとんど明らかになつていない。また、事件の副産物ともいふべき鈴木昌司、小林福宗の不敬罪容疑の内容（予審免訴）と、八木原ら数十名の集会条例違反容疑の内容（予審免訴）など、全く見当もつかない状態である。なお、将来における史料の発掘が期待される。

(1) 拙稿自由党高田事件裁判小考・本誌第四十六卷（昭和四十八年）四号・一頁以下、六号・三一頁以下参照。

(2) 拙稿・前掲論文・本誌第四十六卷六号・六〇頁以下。

自由党高田事件に関する新史料

(3) 拙稿・前掲論文・本誌第四十六卷六号・四七頁。

(4) 拙稿・前掲論文・本誌第四十六卷六号・三六頁以下。

(5) 大書記官安藤則命は、明治十五年六月二十二日に第十局副長に任命された（「安藤則命履歴書」による）。渡辺驥については、私はまだ詳しい官歴書をみる機会をえないが、当時、彼は大審院検事長で本省詰検事を兼ねており（明治十六年五月「官員録」・二七七枚表、一七八枚裏）、唯一の勤任検事であつたから、第十局長であつたと思われる。安藤の履歴書は、中原英典氏からその所蔵に係る写本により御教示をうけた。その学恩を謝す。

(6) 長谷川が高田警察署に出頭した際、侮辱したという相手の警部については、武田警部ではなく、署長赤木警部であつたかの如く述べた説もあつたが（拙稿・前掲論文・本誌第四十六卷四号・二三頁註20・参照）、その誤りが確認されるのである。

(7) 永木千代治「新潟県政党史」昭和十年初版・一一五頁——一一六頁昭和三十七年再版・九六頁、江村栄一「高田事件」・頸城文化第一〇号（昭和三十一年）・七三頁、同氏「国事犯高田事件」史潮第八四、八五合併号（昭和三十八年）・六一頁、六五頁—六六頁、竹内久夫「高田事件の顛末」・頸城文化第一二号（昭和三十三年）・四五頁、「新潟県百年史」（昭和四十三年）上巻・三六八頁等参照。

(8) 拙稿・前掲論文・本誌第四十六卷四号・一七頁以下、六号・三五頁以下。

(9) 拙稿・前掲論文・本誌第四十六卷六号・三七頁以下。

(10) 拙稿・前掲論文・本誌第四十六卷六号・四四頁、四五頁、五七頁。

(11) 省略したものは、次の通りである。

武田警部告発書（十六年三月二十日）、長谷川から布施徳太郎宛手紙（十六年三月十五日）、長谷川から大島安治宛手紙（十六年三月十五日）、長谷川から妻さち宛手紙（十六年三月十五日）、足立検事の長谷川調書

(十六年三月十九日)、足立検事の逮捕令状(十六年三月十九日)(以上の六点は、国会図書館蔵「三島通庸文書」の中にも、同様の写が入っており、私も前掲拙稿で、それらを利用した)。差出人宛名人不明手紙(十六年二月十五日)、加藤貞盟から森山信一宛手紙(十六年三月十五日)、八木原から土肥善四郎宛手紙(十六年三月十九日)、差出人宛名人不明手紙(目付なし)、天誅党主意書、天誅党盟約規則、井上平三郎演説草稿一篇。

「天誅党主意書」、「天誅党盟約規則」は、赤井宅から押収されたものと註記されているが、高等法院判決書所引のもの(拙稿・前掲論文・本誌第四十六巻六号・六九頁一七〇頁註53参照)と、多少字句に相違がある。赤井が有罪に追いかまれた有力なキメ手の一つとなつたこれらの文書が、いつ当局の手に渡つたかは、これまではつきりせず、私は前掲拙稿において、四月十五日以前であると推測した(本誌第四十六巻六号・四二頁)。しかし、四月五日、これらの文書が、山田内務卿から三条太政大臣へ内申されていることから判断すると、それらはおそらくとも三月末頃までに当局の手に握られていたとみていい。三月二十日、一斉検挙直後の家宅搜索で、いち早く当局に押収されたのかも知れない。

- (12) 拙稿・前掲論文・本誌第四十六巻四号・一二頁一三頁。
 (13) 明治十六年三月二十五日・新潟新聞は、石川県警部松井良哉が、高田に出張していることを報じている。

(14) 「射水郡史」下巻(明治四十二年)に「新湊警察署 明治十四年十二月、高岡警察署放生津分署として新湊町大字放生津東町に創設せられ、同二十二年町村制実施と共に新湊分署と改称す」(四五八頁)とある。

私は、前掲拙稿において、長谷川自身は予審の陳述で「放生津警察分署へ罷出」と述べているが、当時、放生津には分署はなく、同地を管轄したのは、石川県高岡警察署伏木分署であると考証した(本誌第四十六巻四号・二二頁註13・参照)。私が典拠としたのは「富山県警察史」(昭和

四十年)の記事である(一四三頁)(明治十六年五月、富山県は石川県から分離して設けられ、放生津をふくむ越中国を、その管内に収めた)。最近出版された「石川県警察史」上巻(昭和四十九年)においても、明治十六年三月当時、高岡警察署の管下伏木分署の名はみえていたが、放生津分署の名はみあたらない(二五七頁)。これら富山、石川両県警察史は過つて放生津分署の名を落したと思われるので——その理由を、私は理解に苦しむ——前掲拙稿における私の考証を、ここに撤回したい。なお、射水郡史の前掲記事は、富山県々史編纂室の広田寿三郎氏の御教示による。その学恩を謝す。

- (15) 拙稿・前掲論文・本誌第四十六巻四号・九頁一〇頁、一二頁、一二頁註9・参照。

(16) 拙稿「明治十五年刑法施行直後の不敬罪事件(十)」・本誌第四十五巻六号・六四頁以下参照。

(17) 井上警部長は、新潟県の自由党関係者の中に謀者をもつており、高岡の北陸七州有志懇親会(十六年三月)にも参加させていたことがわかるが、残念ながらその氏名は明らかでない。検事の謀者であつた長谷川三郎とは別人であつたと思われる。

(18) 新潟の警察本署から高田へ派遣された警部の内、柴田克己、丹羽済五郎、福島武司、吉国恒恒、奥野正次については、新潟新聞の報道により、新潟出発あるいは高田到着の日がはつきりしており、いずれも事件勃発後のことである。ただ、四月一日、内務省へ報告のため、高田から上京したという警部「畑川俊徳」(明治十六年四月八日・新潟新聞)については、高田到着の日が不明であるから、彼が事件勃発前から高田署に増援されていた警部であつたかも知れない。しかし、彼の氏名は「畑川俊徳」ではなく、「畑川俊俊」である(明治十六年二月「新潟県職員録」・一六頁参照)。本資料の永山新潟県令より山田内務卿への報告にも「警部畑川俊俊」とある(史料十二・本誌九〇頁参照)。

(19) 拙稿・前掲論文・本誌第四十六卷六号・三九頁。
(20) 拙稿・前掲論文・本誌第四十六卷六号・四三頁。

新潟県下頸城自由党逮捕一件(抄)

前註

(1) すでに述べたごとく、文書番号と表題は、筆者の附したものであつて、原文のものではない。

(2) 行間並に本文中の()は、すべて筆者の註記である。備考もまた同様である。

一 高田自由党員動静探偵書

別紙新潟県令ヨリ差出シタル該県下自由党員挙動探偵書為御合
供電覽候也

明治十六年二月七日

内務卿 山田顕義

太政大臣 三条実美殿

(別紙)

一 来ル二月中旬頃ヲ期シ兼テ通謀シタル処ノ各県党員ノ内出京ス
ルト云フ原由ヲ探聞スルニ政府ハ追々諸規則ヲ改正シ人民自由ノ
権理ヲ束縛シ宛モ真綿ヲ以テ首ヲ縊ムルカ如キ有様トナルハ密ニ

自由党高田事件に關する新史料

三ノ悪奸倭物ノ為ス処ナレハ何ソ之ヲ傍觀スルニ非ストテ其旨趣
ヲ請願シ若シ其意ヲ達スル能ハサルトキハ其悪奸者ヲ暗殺スルノ
見込ナリト云フ当高田ニテ出京員ハ赤井景昭^(密)井上平三郎風間安太
郎ノ三若輩ニシテ各自刀ヲ携帯スル由ナリ又悪奸倭物ト云フハ三
条岩倉ノ兩大臣山田井上ノ二參議ヲ暗殺スルノ目的ナリ黒田山泉
ハ稍ヤ自由党主義ニ適スルモノト云ヒ居レリ

一 二三ノ悪奸者ヲ暗殺スルモ偏ニ万民ノ為メニシテ稍ヤ機ハ若シ
ト雖モ前ニ斃ル、モノナキニ於テハ到底其思想ノ成就スルコトナ
キカ故先ツ暗殺ヲ謀リ之ヲ遂ルニ於テハ尚子備員ヲ以テ此機ニ乘
シ事ヲ挙ケ一時ニ紊乱スルノ大目的ナリト云フニ聞ケリ故ニ今度
出京スル輩ハ再ヒ帰国セサル事ヲ決心シ居ル趣ナリ

右探偵上ニ相聞候實際出京スルヤ否ヤ三人ノ挙動秘密探偵罷在
候尤景昭安太郎ノ兩人ハ該居所ヲ不離候ヘトモ平三郎ハ去月十八
日刈羽郡柏崎迄旅行候ニ付忍ヒ巡查ヲ付置候処別ノ所用有之モノ
ノ如ク相聞異状無之候尚右等ノ挙動ハ無間断探偵致置候也

備考 この報告書は、二月七日、内閣書記官長井上毅から、三条太政大
臣、大木喬任、井上馨、西郷(從道)、松方(正義)、川村(純義)、
大山(巖)、佐々木(高行)の各參議に回覧された。

二 新潟県令より内務卿への報告

三月廿日 新潟県令ヨリ電報

自由党長谷川三郎義常事犯ニヨリ高田裁判所検事ニテ拘引取調タルニ国事犯陰謀事件発露シ其巨魁八木原始メ二十二名拘引スベキ旨検事ヨリ依托アリ更ニ警部四名巡査四十名ヲ同地へ差出シタリ此段不取敢上申ス

十六年三月廿一日 新潟発電報

内務卿殿

新潟県令

県下中頸城郡自由党員国事犯陰謀発露ノ義昨廿日不取敢概略上申ノ末ヤギ原ハンシヲ始メ都合二拾名ハ捕縛セリ他四名ハ現今捜査中ナリ県下一般注意警戒ハ一層加ヘ置タリ但目下ノ民情ハ極メテ穏ナリ

備考 この電報は、三月二十二日、三条より、左大臣熾仁親王、右大臣岩倉具視、大木、山県(有朋)、西郷、井上、松方、大山、福岡(孝悌)、佐々木の各参議に回覧された。

三 新潟始審裁判所上席検事正木昇之助より司法卿への報告

電信

高田自由党過激ノ者二十四名国事犯陰謀ノ証拠アリ支庁詰安達(定)検事ヨリ捕獲ヲ指揮セシ由当地ニテモ唯今県會議員三名捕獲ス此段御届及フ

此地捕獲ノ者モ支庁へ引渡スヘキ哉此事件都テニ付如何心得可

然哉御指揮ヲ乞

明治十六年三月廿一日午前八時四十五分

新潟始審裁判所 正木検事

大木司法卿

備考 この電報は、三月二十一日、大木より各大臣、参議に回覧された。

四 新潟始審裁判所高田支庁検事足立隆則より司法省第十局(検務)へ報告

電報訳

司法省第十局

新潟始審裁判所

渡辺検事

高田支庁

安藤大書記官

検事足立隆則

三月廿日午後一字発 三時着 廿一日午前十字落手

親展

輕罪犯長谷川三郎捕縛ノ際司獄官ニ於テアヤシキ書状ヲ発見シ直ニ開封セシニ当地自由党過激ノ巨魁八木原重富等ト策リ政府ヲ(繁也)転覆セント陰謀スル者ト見ルニ足ルヘキコトヲ記載アルニヨリ三郎ヲ訊問スルニ重富等ト共謀セシ旨白状セリ如此緊急ニカ、ル故直チニ党類二十三名捕獲ヲ命ス依テ此上ノ所分方同タク此旨御通知ニ及フ(定)

備考 この電報は、三月二十一日、渡辺から司法卿へ報告、司法卿より各大臣、参議に回覧された。

五 新潟始審裁判所高田支庁検事足立隆則より司法省第十局への高田の自由黨員不穩の状況報告

高田自由黨員之内昨日同所ニ於テ捕縛致候電報御承知之通りニ有之候右ハ兼テ高田検事足立隆則ヨリ別紙ノ通伺出候儀モ有之候ニ付朱書之通局長ヨリ及廻答置候次第ニテ同所事突ハ不相分候得共右検事之書面ニテ概略之模様推知スベクト存候ニ付一応供尊覽置候也

十六年三月廿二日

司法卿 大木喬任

三条太政大臣殿

当管内自由黨員中過激ノ輩去暮以來不穩ノ景況有之候次第ハ既ニ前任官福鎌検事ヨリ巨細及具申置候趣ニ付極メテ御了承ノ事ニ可有之然ルニ彼等ノ挙動搜索ノ点ニ於テハ同官ヨリ別段申伝モ有之旁赴任以來精々該搜查ニ注意着目罷在候処果シテ彼ノ過激輩ニ於テハ目下生計上ノ窮迫ヨリ陽ニ政治ノ改良ヲ図ルヲ名トシ各地ニ氣脈ヲ通シ同時ニ暴発ニ可及ノ容子陰然相見ヘ其期已ニ切迫ノ模様有之候ニ付未発前ニ在テ其証左ヲ挙ケ捕獲ノ手続ヲ施行スベキ計較ヲ以テ一層厳密ニ搜查罷在候処来ル十日石川県下越中高岡ニ於テ北陸七州自由党懇親会相開キ候ニ付其目的ヲ搜ルニ名ハ懇

自由党高田事件に関する新史料

親会ナルモ其実暴発ノ手段ヲ共議センカ為メノ集会ナル趣ニ相聞ヘ七州ノ過激者ハ勿論土佐長崎辺ノ同志輩モ集会スヘキ景況ニシテ現ニ当地過激者中ヨリ其巨魁タル八木原繁社井上平三郎今村致和ノ三名明五日当地発足ノ筈ナリ依テ自由黨員中ニシテ最も主義ヲ異ニセルト信認スル者尅名此者ハ真個ノ自由主義ヲ執ル者ニシテ八木原輩大原カ泉発ヲ謀ルヲ未然ニ挫カントノ誠右三名ヨリ幸ヒ同行ノ勧誘有之ニ由リ陽ニハ同盟セシメ彼等ト共ニ明五日高岡へ出発為致候ニ付孰レ彼地ニ於テ充分ノ搜查ヲ遂クベキ見込ニ有之候ニ付テハ其レカ為メ愈証左ヲ得ルニ於テハ当地巨魁共ハ小官ノ手ニテ直ニ捕獲ノ手続ニ運フベキ心得ニ候乍然愈着手ノ節ハ電信ヲ以テ御指揮ヲ仰クベキ含ニ有之候得共右ニテ差間ノ筋モ無之候哉目下ノ景況具申旁々両貴官ノ御内慮伺迄申進候条駛急何分ノ御回答被下度此段及具申候

新潟始審裁判所

高田支庁詰

明治十六年三月四日

検事 足立隆則

本省第十局

検事長 渡辺 驥殿

大書記官 安藤則命殿

追テ高岡最寄ノ各検事ヘハ小官ヨリ照会ニ及ヒ候儀モ有之候得共猶兩貴官ヨリ御添意有之度候且又当地目下ノ景況ハ本文ノ次第ニ付尚其自然捜査費モ相嵩候条此段御含迄申進置候也

自由党高田事件に関する新史料

右回答(以下朱書)

自由黨員ノ拳動捜査ノ儀ニ付本月四日付ヲ以テ御照会ノ趣了承
右ハ容易ナラサル事件ナルニ付充分精密ニ捜査ヲ遂ケラルベシ然
レ共精密ニ捜査シ其事明確ナルニ至ラサレハ容易ニ着手スヘキニ
非サレハ愈着手相成ル場合ニ立至リ候ハ、前以テ必ラス事實ヲ詳
具シ一応御申出可有之尤右ニ関スル費用ハ別段申立有之可然候右
及御回答候也

司法省第十局

明治十六年三月七日

検事 渡辺 驥

大書記官安藤則命

新潟始審裁判所高田支庁

検事 足立隆則殿

備考 右の文書は、三月二十三日、三条太政大臣より左大臣、右大臣、
西郷、山県、山田、井上、松方、大山、福岡、佐々木の各参議に回覧
された。

六 新潟県令より内務卿へ長谷川三郎逮捕による内乱陰謀

発覚状況報告

新潟県下頸城自由党逮捕ニ付当初首告長谷川三郎ナルモノ取調
ノ実況詳報方相達置候処別紙之通申報候ニ付此段内申候也

十六年三月三十日

八四 (四九八)

内務卿 山田顕義

太政大臣三条実美殿

曾テ上申致置候県下中頸城郡自由党輩国事犯隠謀発露シタル起
原ハ本月十八日(まほ)西ヶ窪村寄留東京府平民長谷川三郎ナル者突然警
察署へ出頭シ頻リニ署長へ面会ヲ請求スレトモ署長不在故同署詰
警部武田成物面会シタルニ種々論難ノ末官吏侮辱ノ廉アリ且署境
内ニ於テ雪ヲ投シ妄ニ放尿ヲ為シ暴行ニ至ラントスルヲ以テ刑法
第四百一条ニ抛リ武田警部ヨリ告訴ニ及ヒタリ然ルニ其取調中
留置スルニ当テ所持品ヲ改ムルニ堅ク開披ヲ拒ム書類有之懇篤説
諭ヲ加エ規則ニ於テ開披セサルヲ得サル旨監守長ヨリ得心セシメ
之ヲ開披シタルニ今般八木原等婦村ノ上ハ充分計画ヲ悉シ屍山血
河ヲ為シ云々熱血ヲ以テ自由ヲ買フノ際万一志ヲ達セサル時ハ從
来ノ交誼ヲ以テ妻子養育ヲ知己ニ托スルノ書中刺客ヲ募ル手順等
ヲ記入シ又夫妻ニ訣別ノ意ヲ含ミタル書状等モ有之不容易者ト認
メ武田監守長ヨリ治罪法第九十六条ニ從テ新潟縣罪裁判所高田支
庁検事へ告発シタリ夫ヨリ検事ニ於テ取調有之右関係人八木原繁
祉始廿余名ノ逮捕状ヲ発シ其拘引方ヲ高田警察署ニ依托相成タル
儀ニ候同地ハ本県ヲ距ル三拾余里目下雪路遠隔ノ地ナレハ逐事細
密ニ分リ難ク事情モ可有之ニ付尚詳細ノ儀ハ実地ニ臨ミ事情詳悉
シタル警部ヲ同地ヨリ直ニ出京シ具状セシムベシ此段上申候也

明治十六年三月廿三日

新潟県令 永山盛輝

内務卿 山田顯義殿

備考 この文書は、三月三十一日、三条太政大臣より、左大臣、右大臣、大木、山県、西郷、井上、松方、大山、川村、福岡、佐々木の各参議に回覧された。

七 新潟県令より内務卿へ一斉検挙の人名報告

新潟県下頸城自由党今回逮捕ノ義過日電報写ヲ添不取敢及内申置候処尚復タ別紙ノ通り逮捕人名詳細申出候ニ付此段上申候也
明治十六年三月二十八日

内務卿 山田顯義

太政大臣 三条実美殿

昨廿一日電報ヲ以テ致上申置候県下中頸城自由党員国事犯陰謀露顯ニ付就縛及未就縛之人名別紙之通ニ有之其起因並ニ証拠等之義ハ書記官及警部長ヲ実地へ差出候間追テ詳細具申致ス可キモ不取敢犯者人名迄此段上申候也

明治十六年三月二十二日

新潟県令 永山盛輝

内務卿 山田顯義殿

頸城自由党国事犯陰謀露顯ニ付就縛及未就縛人名

中頸城郡小猿屋村平民

笠松 立太

同郡水吉村平民

横山 環

同郡小出雲村平民

小島 周次(治)

同郡高田五分一町士族

森山 信一

同郡榎場村平民

同郡馬屋村平民 加藤 貞盟

同郡自由党幹事

風間安太郎

同郡高田五分一町寄留平民

宮沢喜文治

同郡同地五分一四町士族

小林 福宗

同郡同地裏川原町士族

八木原繁祉

同郡同地川原町士族

今村 致和

同郡同地同町士族

岡崎 直中

同郡井ノ口村平民

上田 良平

同郡同地木築町土族

東頸城郡仁上村平民

江村 正綱

赤井 景韶

本山 信二(次)

同郡砂山村平民

右目下捜索中

土肥善四郎

同郡直江津横町平民

八 現地派遣柴五等属より内務卿への報告

樋口 享太

同郡城ノ越村寄留(腰)

此二名ハ未タ頸城自由 長谷川三郎

党留セサル者ナリ 古河(隆) 良治

同郡今曾根村平民

堀川信一郎

同郡代石村平民

県会常置委員 鈴木 昌司

同郡荒戸川沢村平民(河)

県会議員

江村 正英

右二十名高田警察署及新潟警察署ニ於テ捕縛

八木原繁社同居同人実弟土族

井上平三郎

右井上ハ石川県ニテ捕縛

鈴木昌司同居同人実弟平民

鈴木 貞一(司)

江村正英同居同人実弟平民

新潟県下自由党拘引候ニ付過ル廿四日付再応内申候処当省派遣柴五等属ヨリ今復タ別紙之通電報有之候ニ付此段内申仕候也
明治十六年三月廿六日

内務卿 山田顕義

太政大臣三条実美殿

三月廿六日午前九時二十分在高田柴五等属ヨリ電報国事犯一件八木原等二十名余ノ外他ニ関係ノ有無未タ分ラズ長谷川三郎ハ検事ノ探偵者ニテ陰事ヲ扨バキシ事実頗ル曖昧今ニ至リ犯罪証拠確實ナラス本件ニテハ検事輕拳ニ不満足今後ノ処分ニ苦シメリ

九 現地派遣柴五等属より警保局長への詳報

昨夜当高田着幸イ井上警部長ニモ出張候ニ付当所滞在ニ決定セリ扱這回ノ件当裁判所検事足立隆則等長谷川三郎東京ノ人医術ヲナ以糸魚川ニ寄留ヲナルモノニ過マラレ未タ時期ノ至ラサルニ輕率着手セシモノノ如シ

三郎事表面自由黨員ナリシモ実ハ檢事ノ探偵者ニシテ常事犯ヨリ
國事犯發蹟ノ手續キ檢事補堀小太郎等ノ内命ニ出テシ哉ノ疑ヒア
リ然ルニ八木原捕獲ノ後当初ノ見込ト違ヒ証憑十分ナラス今ニ至
リ專ラ捜査中尤モ就縛者二十名余ノ外本県該黨員ハ勿論他ニ連累
ノ形跡ナシ今更中止モ成ルマジケレハ何トカ見込ノ所ヘ完結セサ
ルヲ得サル場合ニ立到リ候ヘトモ多少差支モ可有之ト警部長等ニ
於テハ今後ノ所分上苦心ノ話シニ候右ノ都合ニテ裁判所ト県官ト
ハ意見ヲ異ニセシ様被存候唯高田警察署長亦木義彦儀ハ県庁ト遠
隔ノ地ニアリ檢事ヨリ切迫ノ請求ニ依リ捕縛方着手セシナレトモ
今ニ至リ後悔ノ口氣共有之候

一 右件ニ付当県他自由黨員激動セサルノミナラス却テ恐怖互ニ
疑惑ヲ生シ俄然脱党届書等陸續有之候由

一 県下一般人民一時ハ浮言等モアリ何トナク不穩ノ景況ナリシ
モ目下ニ至リ無事平常ノ通り

右委細ノ義ハ追テ取調具申及フヘク候ヘ共不取敢大略及報告候
也

十六年三月二十六日

柴 太一郎

勝間田警保局長殿

先書勿卒申上候処今回ノ件当裁判所檢事ノ処分着手ニ係リ当初
八木原始メ犯罪捕獲方当警察署ヘ依托セシニ赤木署長ニ於テ証憑
不十分ナルヲ以テ一応ハ拒ミシニ遂ニ職權ヲ以テ命令セシニヨリ
捕獲ニ着手セリ此際警官人少ナルヲ以テ本県ニ派遣ヲ乞フ本県ニ

於テ初メテ該件ヲ知リシモ豫テノ視察上県下自由党往々危激ニ馳
セ候景況ニテ早晚ハ事端ヲ發セシトノ見込ナレトモ斯ク切迫ノ事
ハ有ルマジクト疑ヒ折返シ証憑ノ確否ヲ照会セシニ確定トノ回答
ナレハ直ニ警部巡查ヲ派遣セシメ次テ書記官警部長モ出張セリト
然ルニ犯罪捕獲ノ後証憑不十分ノミナラズ常事犯ヨリ國事犯發蹟
ノ手續キ仕組事ノ如ク頗ル怪ムヘキ廉モ相見候ニ付今後ノ処分上
ニ行当リ居候模様乍去今日ニ至リ候テハ県官ニ於テモ無論檢事ヘ
協力補欠ノ決心ト存セラレ候又本件ノ始末入込筆端ニ尽シカタ
キ事情モ有之ニ依リ書記官警部等ノ内上申且県治上伺定ノ為登京
ノ見込県令ヘ問合中ノ由ナリ

檢事ヘモ引合事實照会セシニ檢事ニ於テハ県官ト違気込強ク檢
事補堀小太郎新発田人往
日自由黨員探偵ノ為メ予テ自由黨員ニ懇親ヲ結居該党
ノ事情熟知外諜者ノ探知上ニモ近來尤モ危激ヲ極メ共和又ハ革命
説ヲ主唱シ天誅組(謀者)ノ連判ヲナシ暴挙ノ為メ兵器彈藥ヲ貯ヒ博徒ヲ
煽動スル等不容易事跡共相見ヘ時機失フヘカラスト見込シ際果シ
テ長谷川ノ常事犯ヨリ陰謀發覚セシニヨリ直ニ処分セシニ本犯等
予テ注意書類犯具等隠匿セシモノナルヤ今ニ至リ証憑十分ナラス
ト雖モ國事犯ノ見込ハ決テ違ハスト申コトナリ

右ノ通り檢事ト県官ト意見ヲ異ニシ執レカ尤ナルヤ認め難ク候
ヘトモ八木原列ノモノノ心術ニ立入ルトキハ禍心ヲ包蔵セシモノ
ナルハ勿論狂暴ノ所為アリシハ断シテ相違アルマジケレトモ時期
ノ熟セサルニ予備完全ナラスシテ輕率着手セシ辺ハ免レマジク哉
國事犯一件書類及長谷川三郎ノ事實等巨細ノ所速ニ御報告及度

警察署へモ頻々督促致居候へ共未タ纏リ兼候都合明日中ニハ一通

取調相成ヤ御了知有之度候

先書申上候通目今県下一般静謐ニ候条御懸念有之間敷候

右及御報告候也

十六年三月廿七日

柴 太一郎

勝間田警保局長殿

十 長谷川三郎の「発狂」について石川県令、新潟県令よ

リ内務卿への報告

新潟県下頸城自由党拘引之義過日不取敢及内申置候処右首告者
長谷川三郎ナル者初メ石川県下ヨリ押送ノ際狂体ナリシ旨別紙甲
号報告有之ニ付尚取調候処乙丙号ノ通り回報有之候右首告ノ真否
未タ詳ナラス候得共御含ノ為一応及内申置候也

明治十六年三月廿四日

内務卿 山田顕義

太政大臣 三条実美殿

甲号 三月廿一日 石川県令ヨリ暗号

新潟県ニテ国事犯証拠アル自由党長谷川三郎ゲンニ本県越中国

ホウジツツツツス署ニテ捕縛伝通シタルモノナリ然ルニ本人当時発狂
放生津分署カ

ノ模様ニテ陳述其他ノ事怪シキコトアリ現今新潟県エ打合セ中ナ
リ此致御含ノ為メ申通ス充分手配ハ致シ置ケリ委細ハ跡ヨリ

乙号 三月廿三日午后一時五十分 新潟県令ヨリ暗号

長谷川三郎発狂ノ事検事ニ問合タル処更ニ御懸念ナシトノ返事
アリタル旨高田警察署ヨリ報知アリ即チ御回答ニ及フ

丙号 三月廿三日 石川県令ヨリ電報

長谷川三郎本月十日放生津分署ニ至リ自分ハ政府ノ探偵者ニテ
今度親陸会ニ付密偵ノ為メ来リシガ自由黨員ニ不容易ノ陰謀アル
コトヲ探知セリ然ルニ彼等余カ探偵者ナルヲ知り今日中ニモ殺害
セラレントスルノ模様ナルニヨリ助ケテ下サレト合掌落涙シテ頼
ムニ付政府ノ探偵ナラバ何カ証拠アリシヤト問フニ実ハ高田支序
(足)安立検事ノ探偵ナリト変言シ又タ既ニ露顕セシニヨリ爰ニテ早ヤ
殺シテ下サレ高田ニ行ケバ死罪トナルニ相違ナシト座シテ動カス
マタホニジツヌスルコト⁽³⁾ 新潟へ伝通シタル始末ナリ然ルニ今般高田
全ク自首スルコト見留カメ 新計リ自首シ難狂カ
ニテ検事へ白状ノ趣ニ依レハ当地ノ挙動ハ彼レノ伴狂ニテアリシ
カ詳ラカナラサルモ高岡懇親会中ニテ⁽⁴⁾ハカカアリジツユシテ⁽⁴⁾ヨキヤム
度々大声ニテ号ビ又タ腹痛ナル由ニ付服薬セシメントスルニ毒薬
ニテ吾ヲ殺スカト呼ヒ其言語挙動一ツモ取ルニ足ラス全ク風癪者
ニ相違ナシト見ル大事ヲ密議シタル事ナシト信ス

十一 東京控訴裁判所検事長岡本豊章を現地へ派遣するの件

高田ニ於テ長谷川三郎其外捕縛一事件実不相分且処分上不都合有之候テハ不相濟候付東京控拆裁判所検事長岡本豊章ヲ管内巡廻之名義ヲ以テ昨廿五日未明ヨリ高田ニ向ケ出張為致候条此段御承知置相成度内申致候也

明治十六年三月廿六日

司法卿 大木喬任

三条太政大臣殿

十二 新潟県令および柴五等属より内務卿への報告

新潟県下頸城自由党逮捕一件ニ付尚復別紙甲号該県令ヨリ申出乙号当省派出柴五等属ヨリ報告有之候ニ付此段内申候也

明治十六年四月五日

内務卿 山田顕義

太政大臣 三条実美殿

甲号 自由黨員捕獲之始末上申

今般中頸城郡自由黨員捕縛之原由ハ本月十八日中頸城郡西ヶ窪村寄留東京府平民長谷川三郎ナル者突然高田警察署へ出頭シ署長ニ面謁ヲ請求スルコト屢々ナルニ依リ警部武田成物面会セシ処曾テ企人越中地方漫遊ノ際石川県高岡警察署放生津分署ニ於テ新潟軽罪裁判所高田支庁検事ノ囑託ナリトテ右三郎ヲ捕縛伝通護送ノ途次本県西頸城郡名立駅ニ於テ巡查光用常正釈放ヲナセシハ高田

自由党高田事件に關する新史料

警察署ヨリ右放生津分署ニ向ツテ捕獲ノ事ヲ囑託又ハ照会シ捕獲セラレタルモノナラン其理由ヲ承り度旨陳述スルニ依リ右等囑託セシコトナキ旨説明スルモ彼レ云ヘルニハ放生津分署ヨリ新潟軽罪裁判所高田支庁検事へ宛タル封書ヲ検事補堀小太郎開緘ノ際人相書ニヨリ自分ヲ捕縛スル旨文言アリタリ是レ則チ当署ヨリ囑託セラレサレハ放生津分署ニ於テ自分ヲ縛スルノ理由トシ依之囑託シタルモノナレハ囑託シタルト申聞ケラレタント迫レトモ決シテ囑託等為シタル事ナント云ヒシ処彼レ是暴言ヲ吐露シテ罵詈訛或該署庭前ニ放尿スル等官吏ノ目前ニ於テ言語ヲ以テ侮辱シタルモノト見認新潟軽罪裁判所高田支庁検事へ送付セリ然ル処本月十九日検事ニ於テ拘留状ヲ発セシヲ以テ高田警察署警部兼看守長武田成物ハ將サニ拘留セントスルニ際シ所持品取調之節別紙三通(ト谷川より大島安治宛手紙、長谷川より布施徳太郎宛手紙、長谷川より長ざち宛手紙である)ヲ発見セシヲ以テ容易ナラサル書面ト見認直チニ検事足立隆則へ送致セシ処同処ニおいて右長谷川三郎ヲ一応訊問之処別紙口供之通申立タル趣ヲ以テ本月廿二日上申致置候通笠松立太外式拾式名ノ拘引状ヲ検事足立隆則ヨリ相発シ執行方ノ義ヲ高田警察署署長赤木警部へ指揮アリシニ依リ則チ本月廿日ヲ以テ勾引方ニ着手候処内井上平三郎鈴木貞二江村正綱本山信二及ヒ県會議員堀川信一郎鈴木昌司江村正英ノ七名ヲ除クノ外ハ孰レモ自宅ニおゐて就縛統テ廿一日至リ県會議員ハ新潟におゐて鈴木貞二江村正綱本山信二ハ自宅ニ於テ捕獲セリ而シテ井上平三郎ハ石川県ニ於テ就縛ノ旨同廿二日通知有之依テ令状大ケノ人員ハ悉皆捕得

相成候ニ付家宅搜索ノ義モ警察本署員ヲ始メ隣接各警察署警部巡查等数名派出厳密搜索中ニ有之候將タ前陳長谷川三郎ナル者石川県ニ於テ捕縛云々統テ高田警察署へ出頭ノ事ニ至リテハ聊カ事衷相違之廉モ可有之哉ニ候得共未タ確ト分兼候ニ付出京警部頭川徳俊ヨリ直ニ御聞ニ相成候様仕度此段上申候也

明治十六年三月廿六日

新潟県令 永山盛輝

内務卿 山田顯義殿

乙号 内密探偵書

三月十三日午后十二時頃赤木警部ノ私宅ニ於テ全人並ニ武田警部並ニ足立検事トノ会席へ赤木警部ヨリ巡查光用常正ヲ召喚シ西頸城郡糸魚川ヨリ伝通シ来ル所ノ長谷川三郎ヲ受取ルヘキ旨指令セリ因テ光用巡查ハ十四日午前第四時過高田ヲ発シ全十一時二十分全郡名立大町駅旅店虎屋方ニ着ス^{高田}此時糸魚川警察署能生分署巡查栗山豊四郎カ長谷川三郎ヲ引致シテ隣接ナル大文字屋方ニアルヲ以テ全人ヲ受取ラントヲ談判セシ処栗山巡查一応之レヲ拒タリ故ニ前ニ足立検事ヨリ謀議セシ主義ニ依リ赤木警部指令ヲ以テ終ニ三郎ヲ受取而シテ之レヲ釈放シ所持品ヲ全人ニ相渡シ之レト同行シ有馬川ニ至ル使者アリ^{堀小郎}名刺一葉ト書面尜通ヲ持テリ乃チ其書面ハ検事堀小太郎ヨリ光用巡查ニ宛タル名刺ハ大島安治^{自由}ヨリ長谷川ニ宛タルモノナリ而シテ其書中ノ主義ハ長谷川三郎並所持品ノ渡方ヲ拒ムトキハ其巡查ト共ニ五智ニ来

ル可シ云々アリ途中長浜村ニ於テ光用巡查ハ足痛ノ為メニ少シク相後レ三郎ハ使者ト但ニ先ツテ五智村ニ至ル午後四時頃光用巡查五智村茶屋^{高田}山田屋文蔵方ニ着シ堀検事補ニ逢フ此時長谷川三郎大嶋^{安治}安治ト堀検事補ハ全屋敷奥座敷ニ於テ密会セシ趣且光用巡查右車夫ニ問フニ今大島安治ノ爰ニ在ルハ何ノ為メナルヤ答曰三郎ヲ迎ヒナラン五時半比中頸城郡高田警察署ニ帰テ該署長並足立検事ニ復命ス

評 長谷川三郎大島安治ト堀検事補トハ曾テ金蘭香芝ノ交アル処今茲密会並越中放生津ニ於テ長谷川カ縛ニ就キタル模様等ヨリ推測ヲ下スニ足立検事等ノ反問ヲ用ヒタルモノナラン殊ニ五智村ニ於テ大島安治ニ逢ヒナカラ同人ニ宛タル書面ヲ懐中ニシ其後警察官ヲ侮辱ニ際シ右書面ノ顯ル、如キハ総テ作略ニ出テタルモノナラン其理由ハ八木原党ノ密謀ヲ發覚セシムルヲ促カス為メニ作略ヲ施シタルモノトス

探偵書

明治十六年三月廿三日高田警察署ニ於テ石川県警部松井良哉ニ面会東京府平民長谷川三郎カ石川県放生津分署ニ於テ捕繩高田支庁検事へ護送シタル顛末ヲ録スル左ノ如シ

一 長谷川三郎ナル者本月十日石川県高岡ニ於テ開キタル北陸七州懇親会ニ臨席シ該会未タ開会ニ至ラザル前突然会場ヲ脱シ同日午後二時発足帰高ノ途中放生津町ニ於テ偶々放生津分署詰巡查某ニ出会シ分署長ニ面謁セシコトヲ求ム巡查答フルニ該時分

署長ハ不在ナルヲ以テス依テ三郎又次席ノ巡查ニ面謁セシコトヲ求ム巡查答フルニ即自分ハ其次席ナルヲ述フ時ニ三郎該巡查ニ言テ曰ク機密ノ用談アリ願クハ内宅ニ伴ハレヨ巡查問フニ公用ナルヤ私用ナルヤヲ以テス三郎曰ク公用ナリ巡查曰ク公事ニ係ラハ分署ニ於テ聞取ルベシ三郎曰ク事頗ル機密ニ涉リ分署ニテハ他聞ヲ憚ル願クハ内宅ヘ行カン巡查之ヲ諾シ私宅ヘ伴フ三郎家族ヲ退ソケンコトヲ乞フ依テ巡查ハ家族ヲ退ク三郎曰ク余ハ政府ノ内用ヲ帯ヒタルモノ也抑這回高岡懇親会ニ臨席シタルニ該会ニ於テ国事犯ノ陰謀ヲ為シタリ然ルニ會員中余ヲ目シテ国事探偵者ト為シ頻リニ疑惑ヲ抱キ遂ニ殺害セント謀ル依テ窃カニ該会ヲ脱シ帰高スルノ途次也想フニ之レヨリ先キ一人ニテハ頗ル危険ノ念ナキ能ハス故ニ願クハ仮リニ余ヲ犯罪人ノ体ニ仕為シ高田迄護送セラレンコトヲ請求スト巡查ノ曰ク政府ノ内命ト云ヘハ足下ハ必ス仕官ノ人ナルベシ何官省又ハ何庁ニ奉職ノ人ナルヤ三郎曰ク政府杯トハ余リ仰山ラシク申シタルカ実ハ高田裁判所ノ内指命ヲ受ケタル者ナリ是非請求通取扱アランコトヲ乞フ巡查之レヲ諾シテ即チ治道各警察本分署ヘ宛高田檢事ヘ引渡ノ伝通状ヲ発シ巡查ヲシテ護送シ該地ヘ発程セシメタリ

一 護送途中滑川分署ニ至ル頃三郎ノ顔色蒼ナラス且ツ絶テ飲食セザルニヨリ病苦ノ如何ヲ尋タルニ病ニアラザル旨ヲ答フ然レトモ其容体常ナラザルヲ以テ藥丹^丹ヲ与ヘントスルニ毒藥ヲ以テ余レヲ殺サントスルモノナリト謂テ藥ヲ服スコトヲ拒ム依テ巡查先ツ自ラ其藥ヲ嘗メ毒藥ニアラザルヲ証明ス依テ始メテ漸ク

自由党高田事件に関する新史料

之レヲ服ス其状恰モ狂人ニ異ナラス是発狂ト認ムルノ第一点ナリ又護送ノ途中或ル町端ツレニ来リシ時大道ニ安坐シ巡查ニ向テ曰ク余ハ罪人ナリ帰郷ノ后ハ殺サル、ハ必然ナリ寧ロ此ノ所ニ於テ余ヲ殺シ呉レヨト言テ動ス百方之レニ説諭スレトモ聞得サルカ如シ漸クニシテ巡查ニ名ヲ以テ之レヲ護送セリト是発狂ト認ムルノ第二点也

証拠ノ一 小林福宗方より捜査ノ上揚ル分

只今愚弟ニ托シ一書拜呈可申之際御芳書ニ相成演舌会聞ニハ古橋ニ一昨日ヨリ昨日一日ニ相成居候間委細ノ承仕候付テハ御承知之通明治十八年十月十二日堂々タル我日本帝国亡滅之日ナリ他ニ非ス勅諭ノ一文ナリ因テハ憂國ノ士此際ニ区々郷里ニ手ヲ拱スヘケンヤ且一昨日板垣氏ヨリ僕ヘ云々ノ事ヲ申越シ是非ニ即刻調成同盟会ヘ臨席スヘキ申越シ候付固ヨリ一板垣氏ノ云コトキモ蹶然^{本ノママ}挙足ノ心得ニ候処右之義ニ付旁支度次第出京ニ決シ候右ニ付雅兄^{本ノママ}鳴鶴社之維持及ヒ自由党結合法等僕留主中両三名ト御申合專ラ担当被下度幾重奉願候其方法ニ付テハ種々考案モ有之候間乍御苦勞今夕刻ヨリ御貴臨被下度偏ニ希候御答旁右得御意度如此候也

十月十八日

裏面 八木原繁社

表面 高田中学校ニテ

小林福宗様

梧下親展

警部長井上正貞意見書

当県下自由党ノ儀ハ追々内務省ニ開申セシ通ニテ急進過激ヲ主トシ就中頸城自由党ハ詭言激論ヲ尊ミ其論ノ精神タルヤ革命ヲ試ミントスルモノノ如シ加フルニ該党ノ錚々タル壯士輩ハ到底決死ヲ以テ実行セサレハ遂ケ難シ則常ニ同志ニ語ルニ大臣參議ヲ暗殺云々ヲ以テセシ趣且其素行ハ甚タ**疎暴ナリ**故ニ善良ノ士ハ之レト肩ヲ同フスルヲ耻チテ之レヲ擯斥セリ加之該党ノ内多クノ資産ニ乏シク又ハ極メテ糊口ニ苦シメリ即チ徒ラニ飢餓ニ死シ又ハ常事犯等ニ罪セラレシヨリハ寧ろ国事犯ニ名ヲ留メント冀凶セシモノノ如クニシテ追ニ切迫ノ情勢アリ故ニ一挙一動ニ応シ探偵ヲ尽シ或ハ反間ノ自由党ヲ養ヒ彼ノ内部ニ立入レ置タルニ付逐次其事情ヲ詳明セリ因テ臨機ノ処置方不誤様方策ヲ回シ有之然ル処此度石川県高岡懇親会ニ応シ右黨員ノ内八木原繁祉井上平三郎長谷川三郎其外共同会ニ臨ミタル処右長谷川三郎カ放生津ニ於テ縛ニ就キタル挙動ヲシテ新潟輕罪裁判所高田支庁在勤検事並警察署ニ於テ過大ニ聴込ミ暴挙測リ難キノ趣本県庁へ報告ノ処素ヨリ前頭ノ如ク反間自由党ヲシテ拙官ヨリ高岡ニ放チ入レタルニ付同会ノ模様ハ直チニ相分リ居レリ高岡開会ニ付テハ決シテ驚クヘキニ非サル趣差示シ又追々県令並ニ拙官ヨリ苟モ輕拳ニ着手ヲ施シ万一モ誤テ国家ノ治安ニ關係スル難事ヲ惹起シテハ不相濟旨堅ク相示セシ末其後暴挙切迫ノ趣申越シタリ去迎或ハ然ラサルモノト見込ムト雖モ万一一歩ヲ誤リ該党ニ先シセラル、トキハ国家ノ一大事ニ付警部一名ヲシテ实地ノ景況捜査旁補助員トシテ差向ケ高田警察署

ニ出張セシメタリ然ル処去ル十九日午后十一時過ぎ長谷川三郎侮辱罪ヨリ国事犯陰謀発覚セリ巡查參集次第直チニ着手致スベクニ付巡查ヲ派遣セシムベキ旨電報ニテ申出タリ茲ニ依テ明確証アルヤ折返シ報スヘキ旨相達シ且ツ變ニ応シ警戒旁警部並ニ巡查ヲシテ高田ニ発遣セシメタリ然ル処翌廿日午前確証アルニ付検事ノ指揮ヲ以テ逮捕状ヲ發シ該黨員若干名ヲ捕縛シ殘テ若干名捜査中云々開申セリ此時ニ当テ各警察署長ニ令ヲ下シテ其部下民心ノ疑惑ヲ生セサラシメ並該党ノ共犯ニ予防シ以テ管内一般ノ取締ニ注意ヲ加エタリ

二十一日高田検事ノ令狀ニ因テ新潟警察署下ニ於テ三名ヲ引致シ高田ニ護送スルノ手續ヲ為シタリ
新潟ヨリ高田ニ至ル三十五里余ニテ高田ニ着シ直チニ警察署長並検事ニ面接シ委曲其着手ノ事実ヲ聞キ証拠類ヲ通閱予備物件有無取調タル処豈図ランヤ別紙老綴ノ通ニテ末々暴挙ノ手段熟セサルノ初メニ當レリ乃チ予知セシカ如キニシテ其実アルヲ見ルヲ得ス然リ而レトモ抑常ニ該党ノ思想ヲ罰シ口頭ヲ罰スルトキハ陰謀ノ範圍ニアルハ論ヲ俟タス殊ニ別号書面罪跡アルモノト知ラレタリ早晚決死ヲ以テ革命ノ暴挙ヲ企ツモノト察知セラレ且當時ノ勢ニテハ本年三月県会開設ニ際シ昨十五年第六十八号公布ハ議權減縮不服ナリトセル議員等ノ破壞主義ヲ翼賛シ以テ不服ヲ鳴スノ根拠トシ夫ヨリ前頭ノ陰謀ヲ熟セシメント欲スルニ在タル趣ナルノミナラス猶目今ノ捜査ニ於テ得タル外ニ証拠書類ヲハ隱匿セシモノト知ラレタリ故ニ旁以テ精密捜査中ニ有之爰ヲ以テ考案スルニ万一輕々シクシテ無罪放免トナルトキハ大政府ノ御失体ヲ醸シ地方民治ニ大關係ヲ生シ將來收拾スヘカラサルノ災害ヲ起スハ

必然ナリト信ス依テ事実ヲ糺治シ適応ノ御処刑相成様結果ヲ得度見込ニ有之即チ前段ノ要領ニ対シ県令ニ商議中ニ付概略ノ事情ヲ挙テ記載セシナリ

備考 これらの書類は、四月六日、三条太政大臣より、左大臣、右大臣、大木、山県、井上、松方、大山、福岡、佐々木の各参議に回覧された。

十三 大木司法卿より三条太政大臣への報告

高田一件ニ付同所出張検事岡本豊章ヨリ該地之模様追々電信ヲ以報知之末同人意見書並ニ同所ニテ取調之書類等送致伺出申候抑同所自由党拳動之義ニ就テハ不宜ル趣モ相聞居候ニ付自然着手致シ候ニハ本省伺定之上ナラテハ処分不相成旨兼テ相違置候次第モ有之候処右訓示不相守ルノミナラス不都合之計画致候義ハ不相済ル次第ニ候得共今更致方無之右不都合取計候者ハ尚又實際詳知之上処分ニ可及義モ可有之候得共差向キ捕縛人共ハ岡本検事申出之通至急釈放候方可然ト考慮致候ニ付右取計可致候仍テ御聞置迄不

取敢此段内申致置候也

明治十六年四月四日

司法卿 大木喬任

三条太政大臣殿

但別冊ハ御覽濟御返付被下度候也

(朱書)

司法卿申出ニテ本別紙ハ同省三等属氏家邦卓へ渡ス

後註

(1) 検事福鎌芳隆は、足立検事の前任者で、神戸始審裁判所へ転任した人である。その転任発令日は明らかでないが、足立検事の着任発令日が十六年一月二十四日であるから(拙稿・前掲論文・本誌第四十六卷四頁、二九頁参照)、同日かあるいはその後であろう。なお、明治十六年四月十一日、新潟新聞は、「道路の風説には今回高田事件の起因は福鎌検事が同所裁判所在任中既に探索をなし証跡をも略発見し置かれたるものなり(まぎ)信疑は知らず」と報じているから、福鎌検事が、八木原一派の動きを内偵していたことは、世間にも洩れていたものと思われる。

(2)(3)(4) 電報の文意がわからないので、その意味不明の電文と、推定した訳文とを併記しているのである。

(5)(6) 「本ノママ」というのは、「原文のまま」という意味であろう。